



宮 崎 県 公 報

令和4年3月22日(火曜日) 第 290 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止……………(福祉保健課) 1
 - 森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(薬剤防除)……………(自然環境課) 1
 - 道路の区域の変更……………(道路保全課) 2
 - 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 2
 - 土砂災害特別警戒区域の指定……………(“) 2
 - 港湾施設の概要の公示……………(港湾課) 2
- ### 公 告
- 宮崎県伝統的工芸品の指定……………(オ-ルみやぎぎ課) 3

頁

- 宮崎県伝統工芸士の認定……………(オ-ルみやぎぎ課) 3
 - 土地改良区連合の定款変更の認可……………(農村整備課) 3
- ### 人事委員会規則
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
 - 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則…………… 5
- ### 選挙管理委員会告示
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 6
 - 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 6
- ### 正 誤
- 令和3年1月18日付け県公報(第172号)中…………… 7

告 示

宮崎県告示第 183号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社有成会	都城市平江町26号18番地	訪問看護ステーション 侑久之里	都城市平江町26号20番地中村アパートB 101号室	令和4年1月31日

宮崎県告示第 184号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和4年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

- (1) 区域
延岡市、日向市、宮崎市、小林市、えびの市、日南市、串間市、門川町、高鍋町、新富町及び川南町に存する松林の区域のうち次のとおりとする。
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県東臼杵農林振興局、宮崎県児湯農林振興局、宮崎県中部農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局及び宮崎県南那珂農林振興局並びに延岡市役所、日向市役所、宮崎市役所、小林市役所、えびの市役所、日南市役所、串間市役所、門川町役場、高鍋町役場、新富町役場及び川南町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) 期間
令和4年5月1日から令和4年6月30日まで
- 2 森林病虫害等の種類
松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこと。
 - (1) 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。
 - (2) 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。
- 4 命令をしようとする理由
1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他必要な事項
3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

宮崎県告示第 185号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 3 月 22 日から同年 4 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	218号	延岡市北方 町川水流字 日渡し卯16 31番2地先 から同市同 町川水流字 原卯1613番 3地先まで	旧	9.7～ 31.1	349.5
				新	10.7～ 31.1	349.5

宮崎県告示第 186号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 4 年 3 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の 種 類
延 岡 市	大 峽 第 2	I - 1 - 1613	急傾斜地の崩壊
	大 峽 第 1	I - 1 - 1614	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 187号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 4 年 3 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の 溪 流 番 号 又 是 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の 種 類
延 岡 市	大 峽 第 2	I - 1 - 1613	急傾斜地の崩壊

大 峽 第 1	I - 1 - 1614	急傾斜地の崩壊
---------	--------------	---------

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 188号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第 12 条第 5 項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所及び串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図対象番号）	数 量	能 力
古江港 (古江地区)	臨港 交通 施設	駐車 場	延岡市北浦町古江字 鶴山2931番31 (D-4-1)	面積 2,773.00 平方メー トル	アスフ ァルト 舗装
			延岡市北浦町古江字 鶴山2931番31 (D-4-2)	面積 2,465.00 平方メー トル	アスフ ァルト 舗装
	港湾 環境 整備 施設	緑地	延岡市北浦町古江字 鶴山2931番31 (L-2-2)	面積 65,972. 00平方メ ートル	
細島港	係留 施設	係船 くい	日向市船揚町1-4 地先 (C-3-5)	延長 29.30メ ートル	水深 7.0メ ートル
平岩港	荷さ ばき 施設	荷さ ばき 地	日向市大字平岩字上 舟人21-13 (F-4-1)	面積 980.01平 方メート ル	アスフ ァルト 舗装
			日向市大字平岩字上 舟人21-14 (F-4-2)	面積 710.34平 方メート ル	コンク リート 舗装
宮崎港	外郭 施設	防砂 堤	宮崎市阿波岐原町前 浜4277番1地先 (B-2-6)	延長 27.50メ ートル	天端高 6.6メ ートル
	港湾 環境 整備 施設	緑地	宮崎市新別府町前浜 1400番14及び宮崎市 新別府町前浜1400番 10地先	面積 17,912. 10平方メ ートル	

			(L-2-16)		
福島港	係留 施設	係船 浮標	串間市大字南方字洲 崎2538番地26地先 (C-2-1-1)	1基	水深 2.0メ ートル
			串間市大字南方字洲 崎2538番地26地先 (C-2-1-2)	1基	水深 2.0メ ートル
			串間市大字南方字洲 崎2538番地26地先 (C-2-1-3)	1基	水深 2.0メ ートル
			串間市大字南方字洲 崎2538番地26地先 (C-2-1-4)	1基	水深 2.0メ ートル
			串間市大字南方字洲 崎2538番地26地先 (C-2-1-5)	1基	水深 2.0メ ートル
			串間市大字南方字洲 崎2538番地26地先 (C-2-1-6)	1基	水深 2.0メ ートル
			串間市大字南方字洲 崎2538番地26地先 (C-2-1-8)	1基	水深 2.0メ ートル
			串間市大字南方字洲 崎2538番地26地先 (C-2-1-9)	1基	水深 2.0メ ートル
			串間市大字南方字洲 崎2538番地26地先 (C-2-1-10)	1基	水深 2.0メ ートル

令和4年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県 伝統的 工芸品	製作者を構成員 とする組合等の 名称（個人にあ っては製造所の 名称・屋号・商 号）	組合等の所在 地（個人にあ っては事業所 の所在地又は 住所）	組合等の代 表者の氏名 （個人にあ っては、氏 名）	指 定 年月日
高千穂 郷しめ 縄・わ ら細工	わら細工たくぼ	西臼杵郡日之 影町大字七折 13782番地2	甲斐 陽一 郎	令和4 年3月 18日

宮崎県伝統工芸士の認定に関する要綱（昭和58年2月10日定め）
の規定に基づき宮崎県伝統工芸士を次のとおり認定した。

令和4年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮 崎 県 伝統工芸士	住 所	宮 崎 県 伝統的工芸品名	認 定 年 月 日
津乘 智子	都城市久保原町10- 13	さつま緋	令和4年 3月18日
岩元 学	児湯郡高鍋町大字持 田6337-1	宮崎漆器	令和4年 3月18日
矢野 テル 子	宮崎市大島町四反田 632番地市営住宅 2 40棟18号	宮崎漆器	令和4年 3月18日
三宅 洋一	西都市大字下三財22 78-4	日向剣道防具	令和4年 3月18日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同
法第30条第2項の規定により、尾鈴土地改良区連合（川南町）から
令和4年2月24日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和4年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

公 告

宮崎県伝統的工芸品の指定に関する要綱（昭和58年2月10日定め）
の規定に基づき、宮崎県伝統的工芸品を次のとおり指定した。

人事委員会規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤健司

宮崎県人事委員会規則第10号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
<p>(へき地学校及びへき地学校に準ずる学校)</p> <p>第2条 給与条例第4条の2第2項に規定するへき地学校及びへき地学校に準ずる学校は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場（以下「学校等」という。）のうち、<u>別表第1</u>に掲げるものとする。</p> <p>(特別の地域に所在する学校等)</p> <p>第3条 給与条例第4条の3第1項に規定する特別の地域に所在する学校等で人事委員会規則で指定するものは、<u>学校等</u>のうち、<u>別表第2</u>に掲げるものとする。</p> <p>(へき地手当に準ずる手当の支給)</p> <p>第4条 給与条例第4条の3第1項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給は、職員が在勤地を異にする異動又は学校等の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（当該異動等の日から起算して3年を経過する際職員の有する技術、経験等からみて3年を超えて引き続き当該学校等に勤務させることが必要であると任命権者が認めた職員及び任命権者が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員にあっては、6年）に達する日をもって終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わる。</p> <p>(1) 職員が<u>別表第1</u>若しくは<u>別表第2</u>に掲げる学校等（以下「へき地等学校」という。）以外の学校等に異動した場合又は職員の勤務する学校等が移転等のため、へき地等学校に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>					<p>(へき地学校及びへき地学校に準ずる学校)</p> <p>第2条 給与条例第4条の2第2項に規定するへき地学校及びへき地学校に準ずる学校は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場（以下「学校等」という。）のうち、<u>別表</u>に掲げるものとする。</p> <p>(特別の地域に所在する学校等)</p> <p>第3条 給与条例第4条の3第1項に規定する特別の地域に所在する学校等で人事委員会規則で指定するものについては、<u>当分の間</u>、<u>指定しない</u>。</p> <p>(へき地手当に準ずる手当の支給)</p> <p>第4条 給与条例第4条の3第1項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給は、職員が在勤地を異にする異動又は学校等の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（当該異動等の日から起算して3年を経過する際職員の有する技術、経験等からみて3年を超えて引き続き当該学校等に勤務させることが必要であると任命権者が認めた職員及び任命権者が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員にあっては、6年）に達する日をもって終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わる。</p> <p>(1) 職員が<u>別表</u>に掲げる学校等（以下「へき地等学校」という。）以外の学校等に異動した場合又は職員の勤務する学校等が移転等のため、へき地等学校に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表（第2条関係）</p>				
学校等区分	市郡名	町村名	学校等名	級別区分	学校等区分	市郡名	町村名	学校等名	級別区分
小学校	東臼杵郡	椎葉村	大河内小学校	4級地	小学校	西都市 東臼杵郡 同	椎葉村 同	銀上小学校	[略]
	同	同	尾向小学校						
	同	同	不土野小学校						
	延岡市	同	島野浦小学校 三川内小学校	[略]	小学校	延岡市 児湯郡 東臼杵郡 同 同 同 同 西臼杵郡 同	西米良村 諸塚村 同 椎葉村 同 美郷町 五ヶ瀬町 同	三川内小学校	[略]
	同	同	諸塚小学校						
	同	同	荒谷小学校						
	同	同	椎葉小学校						
	同	同	松尾小学校						
	同	同	南郷小学校						
	同	同	鞍岡小学校						
同	同	上組小学校							
同	同	吉之元小学校	[略]						
同	同	御池小学校							
同	同	美々津小学校田の原分校							
同	同	坪谷小学校		小学校	同 串間市 同	同	吉之元小学校	[略]	
同	同	笠祇小学校							
同	同	村所小学校							
同	同	押方小学校		小学校	西臼杵郡	高千穂町	押方小学校		
同	同	同							

	同	同	田原小学校			同	同	田原小学校	
	同	同	上野小学校			同	同	上野小学校	
	同	五ヶ瀬町	三ヶ所小学校			同	五ヶ瀬町	三ヶ所小学校	
	同	同	坂本小学校			同	同	坂本小学校	
								上組小学校	
	都城市		笛水小学校	[略]		都城市		笛水小学校	[略]
	小林市		須木小学校			小林市		須木小学校	
	串間市					串間市		大平小学校	
	西臼杵郡	高千穂町	岩戸小学校			西臼杵郡	高千穂町	岩戸小学校	
	同	日之影町	高巢野小学校			同	日之影町	日之影小学校	
	同	同				同	同	高巢野小学校	
中学校	[略]					中学校	[略]		
	延岡市		島野浦中学校	[略]		延岡市		三川内中学校	[略]
	同		三川内中学校			児湯郡	西米良村	西米良中学校	
	東臼杵郡	諸塚村	諸塚中学校			東臼杵郡	諸塚村	諸塚中学校	
	同	椎葉村	椎葉中学校			同	椎葉村	椎葉中学校	
	同	美郷町	南郷中学校			同	美郷町	南郷中学校	
	小林市		須木中学校	[略]					[略]
	児湯郡	西米良村	西米良中学校			西臼杵郡	高千穂町	上野中学校	
	西臼杵郡	高千穂町	上野中学校			同	五ヶ瀬町	五ヶ瀬中学校	
	同	日之影町	日之影中学校						
	同	五ヶ瀬町	五ヶ瀬中学校			都城市		笛水中学校	[略]
	都城市		笛水中学校			小林市		須木中学校	
	西臼杵郡	高千穂町	高千穂中学校			西臼杵郡	高千穂町	高千穂中学校	
						同	日之影町	日之影中学校	
義務教育学校	東臼杵郡	美郷町	美郷北義務教育学校	1級地		義務教育学校	延岡市	島野浦学園	2級地
共同調理場	延岡市		島野浦学校給食共同調理場	[略]		共同調理場	東臼杵郡	美郷町	美郷北義務教育学校
	東臼杵郡	美郷町	南郷区学校給食センター				児湯郡	西米良村	西米良村学校給食共同調理場
	児湯郡	西米良村	西米良村学校給食共同調理場	1級地			東臼杵郡	美郷町	南郷区学校給食センター
	東臼杵郡	美郷町	北郷区学校給食センター				同	同	北郷区学校給食センター

別表第2 (第3条関係)

学校等区分	市郡名	町村名	学校等名
小学校	串間市		大平小学校

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第11号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(選考により採用する職)</p> <p>第18条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>(試験等の委任)</p> <p>第43条 人事委員会は、第6条第1項第7号から第10号までに掲げる試験の実施に関する事務を宮崎県警察本部長（以下「本部長」という。）に委任することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(採用についての選考の委任)</p> <p>第44条 人事委員会は、第18条に規定する職のうち次の各号に掲げる職への採用についての選考の実施を任命権者に委任する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(選考により採用する職)</p> <p>第18条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(6)の2 <u>有給休暇の承認の基準（昭和28年宮崎県人事委員会告示第1号）第10号の休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする職で、任期を定めて採用された者をもって補充しようとするもの</u></p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>(試験等の委任)</p> <p>第43条 人事委員会は、第6条第1項第7号から第10号までに掲げる試験の実施に関する事務及びこれに伴う名簿の作成に関する事務を宮崎県警察本部長（以下「本部長」という。）に委任することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(採用についての選考の委任)</p> <p>第44条 人事委員会は、第18条に規定する職のうち次の各号に掲げる職への採用についての選考の実施を任命権者に委任する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(3)の2 <u>有給休暇の承認の基準（昭和28年宮崎県人事委員会告示第1号）第10号の休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする職で、任期を定めて採用された者をもって補充しようとするもの</u></p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和4年3月1日現在次のとおりである。

令和4年3月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,010人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 212,562人

宮崎県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙

権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和4年3月1日現在次のとおりである。

令和4年3月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎市選挙区	110,860人
都城市選挙区	44,703人
延岡市選挙区	33,611人
日南市選挙区	14,471人
小林市・西諸県郡選挙区	14,927人
日向市選挙区	16,650人
串間市選挙区	4,963人
西都市・西米良村選挙区	8,592人
えびの市選挙区	5,240人
北諸県郡選挙区	6,890人
東諸県郡選挙区	7,369人
児湯郡選挙区	18,847人
東臼杵郡選挙区	7,613人
西臼杵郡選挙区	5,434人

正 誤

令和3年1月18日付け県公報(第172号)中

ページ	行	誤	正
2	39	平成19年宮崎県告示 第312号	平成23年宮崎県告示 第9号

--	--